

改正後						現 行					
東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱						東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱					
令和 5 年 4 月 7 日 5 住 民 安 第 27 号 改正 令和 5 年 9 月 1 日 5 住 民 安 第 288 号 改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 住 民 安 第 403 号 <u>改正 令和 7 年 4 月 15 日</u> <u>6 住 民 安 第 1072 号</u>						令和 5 年 4 月 7 日 5 住 民 安 第 27 号 改正 令和 5 年 9 月 1 日 5 住 民 安 第 288 号 改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 住 民 安 第 403 号					
第 1 章 総則 第 1 から第 4 まで （現行のとおり）						第 1 章 総則 第 1 から第 4 まで （略）					
第 2 章 直接補助 第 5 補助金の額 補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸（認定住戸のうち、補助対象事業の目的及び内容が第 1 の「目的」に適合する住戸をいう。）の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。 なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。						第 2 章 直接補助 第 5 補助金の額 補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸（認定住戸のうち、補助対象事業の目的及び内容が第 1 の「目的」に適合する住戸をいう。）の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。 なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。					
区 分		新築型		改修型		区 分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲			賃貸	分譲	賃貸	分譲
補 助 金 の 額	補助対象事業 費 A※1※2	こどもすくすく住宅及 び子育て交流促進施設 の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改 修及び子育て交流促進施 設の整備に係る費用		補 助 金 の 額	補 助 対 象 事 業 費 A※1	こどもすくすく住宅 及び子育て交流促進 施設の新築に係る費 用		こどもすくすく住宅の改 修及び子育て交流促進施 設の整備に係る費用	
	補助率	A の 1/5	<u>A の 1/20</u>	<u>A の 2/3</u>	A の 1/3		補助率	A の 1/5	A の 1/10	A の 1/2	A の 1/3
補 助	アドバンスト	200 万円	<u>50 万円</u>	<u>260 万円</u>	100 万円						

改正後						現 行					
限 度 額 ※3	セレクト	100 万円	25 万円	130 万円	50 万円	補 助 限 度 額 ※2	アドバンス ト	200 万円	100 万円	200 万円	100 万円
	セーフティ	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円		セレクト	100 万円	50 万円	100 万円	50 万円
	子育て交流 促進施設	1 棟ごと 500 万円※4		1 棟ごと 500 万円※4			セーフティ	50 万円	25 万円	50 万円	25 万円
子育て交流 促進施設							1 棟ごと 500 万円		1 棟ごと 500 万円		
※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合することもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。 ※2 補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。 ※3 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。 ※4 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。						※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合することもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。 ※2 子育て交流促進施設を除き、補助対象住戸数に当該額を乗じた額とする。					
第6から第10まで （現行のとおり）						第6から第10まで （略）					
第11 補助対象事業者の地位の承継						第11 補助対象事業者の地位の承継					
1 補助対象事業者の地位を承継し、当該補助対象事業を継続して実施しようとする者は、制度要綱第14の1の規定に基づく事業者地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。						1 補助対象事業者の地位を承継し、当該補助対象事業を継続して実施しようとする者は、制度要綱第15の1の規定に基づく事業者地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。					
2 1の申請について、制度要綱第14の2の規定に基づき、知事が事業者地位承継承認通知書により通知した時点で、知事は本要綱に基づく補助対象事業者の地位の承継があったものとみなす。						2 1の申請について、制度要綱第15の2の規定に基づき、知事が事業者地位承継承認通知書により通知した時点で、知事は本要綱に基づく補助対象事業者の地位の承継があったものとみなす。					
3 2の場合において、本補助金の交付に伴う全ての権利、条件、義務は補助対象事業者の地位の承継を受けた者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上、「補助対象事業者」とあるのは、「承継者」と読み替える。						3 2の場合において、本補助金の交付に伴う全ての権利、条件、義務は補助対象事業者の地位の承継を受けた者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上、「補助対象事業者」とあるのは、「承継者」と読み替える。					
第12から第16まで （現行のとおり）						第12から第16まで （略）					
第17 違約加算金及び延滞金						第17 違約加算金及び延滞金					
第16の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げ						第16の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げ					

改正後						現 行					
る規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 16 <u>の 1 (2)、(4)、(6)又は(8)</u> に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1)から(4)まで （現行のとおり）						る規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 16 <u>第 1 項第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 8 号</u> に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1)から(4)まで （略）					
第 18 及び第 19 （現行のとおり）						第 18 及び第 19 （略）					
第 3 章 区市町村間接補助						第 3 章 区市町村間接補助					
第 20 （現行のとおり）						第 20 （略）					
第 21 補助金の額						第 21 補助金の額					
補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。						補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。					
1 補助基本額						1 補助基本額					
補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。						補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。					
区分		新築型		改修型		区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲			賃貸	分譲		
補助基本額	補助対象事業費 A※1	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		補助基本額	補助対象事業費 A※1	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額	
	補助率	A の 1/2					補助率	A の 1/2			
補助限度額※2	アドバンスト	100 万円	25 万円	130 万円	50 万円	補助限度額※2	アドバンスト	100 万円	50 万円	100 万円	50 万円
	セレクト	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円		セレクト	50 万円	25 万円	50 万円	25 万円
	セーフティ	25 万円	6.25 万円	32.5 万円	12.5 万円		セーフティ	25 万円	12.5 万円	25 万円	12.5 万円
	子育て交流促進施設	1 棟ごと 250 万円※3		1 棟ごと 250 万円※3			子育て交流促進施設	1 棟ごと 250 万円		1 棟ごと 250 万円	
※ 1 補助対象事業の目的及び内容が第 1 の「目的」に適合すること						※ 1 補助対象事業の目的及び内容が第 1 の「目的」に適合すること					

改正後

くすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は 50 戸を限度とする。

※3 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に 1/2 を乗じた額を限度とする。

2 都加算額

1 の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第 2 章直接補助」の第 5 の例により算出した補助金の額以上となる場合、1 の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の加算限度額を合算した額を限度とする。）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		A の 1/4 以内			
加 算 限 度 額※1	アドバンス	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円
	セレクト	25 万円	6.2 万円	32.5 万円	12.5 万円
	セーフティ	12.5 万円	3.12 万円	16.25 万円	6.25 万円
	子育て交流促進施設※2	1 棟ごと 125 万円		1 棟ごと 125 万円	

※1 分譲新築型の場合、加算限度額を乗じる補助対象住戸の数は 50 戸を限度とする。

※2 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に 1/4 を乗じた額を限度とする。

第 22 及び第 23 （現行のとおり）

第 24 承認事項

現 行

くすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 子育て交流促進施設を除き、補助対象住戸数に当該額を乗じた額とする。

2 都加算額

1 の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第 2 章直接補助」の第 5 の例により算出した補助金の額以上となる場合、1 の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の加算限度額を合算した額を限度とする。）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		A の 1/4 以内			
加 算 限 度 額※1	アドバンス	50 万円	25 万円	50 万円	25 万円
	セレクト	25 万円	12.5 万円	25 万円	12.5 万円
	セーフティ	12.5 万円	6.25 万円	12.5 万円	6.25 万円
	子育て交流促進施設※2	1 棟ごと 125 万円		1 棟ごと 125 万円	

※1 子育て交流促進施設を除き、補助対象住戸数に当該額を乗じた額とする。

第 22 及び第 23 （略）

第 24 承認事項

改正後	現 行
区市町村長は、補助対象事業について、(1)に該当する場合には内容変更承認申請書により、(2)に該当する場合には中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。 (1) 補助対象事業の内容を変更（第 22 の <u>4</u> に規定する場合を除く。）しようとするとき。 (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。 第 25 から第 29 まで （現行のとおり） 第 30 違約加算金及び延滞金 第 29 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 29 の <u>1 (2)、(4)、(6)又は(8)</u> に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1)から(4)まで （現行のとおり） 第 31 から第 33 まで（現行のとおり） 第 4 章 その他 第 34 から第 36 まで （現行のとおり） 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 2 この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第 6 及び第 7 の申請を行ったものについては、改正後の本要綱を適用するものとする。 附 則 この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。 <u>附 則</u>	区市町村長は、補助対象事業について、(1)に該当する場合には内容変更承認申請書により、(2)に該当する場合には中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。 (1) 補助対象事業の内容を変更（第 22 の <u>3</u> に規定する場合を除く。）しようとするとき。 (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。 第 25 から第 29 まで （略） 第 30 違約加算金及び延滞金 第 29 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 29 第 1 項第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 8 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1)から(4)まで （略） 第 31 から第 33 まで（略） 第 4 章 その他 第 34 から第 36 まで （略） 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 2 この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第 6 及び第 7 の申請を行ったものについては、改正後の本要綱を適用するものとする。 附 則 この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

改正後	現 行
<u>1 この要綱は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。</u> <u>2 令和 7 年 3 月 31 日より前に、「第 2 章 直接補助」又は「第 3 章 区市町村間接補助」の規定により補助金の交付の決定を受けており、かつ補助対象事業が令和 7 年 4 月 1 日以降も継続される場合にあっては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>3 令和 7 年 3 月 31 日より前に開始されている区市町村補助事業であつて、令和 7 年 4 月 1 日以降、要綱第 22 の 2 の規定による補助金の交付決定を受けるものについては、当該区市町村と都の協議が整うまでの間、なお従前の例による。ただし、この規定の適用は令和 8 年 3 月 31 日までとする。</u> 別記様式第 1 号から第 9 号まで （現行のとおり）	別記様式第 1 号から第 9 号まで （略）

改正後	現 行
(別記様式第10号) 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付決定通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金については、下記のとおり交付する。 〇〇年〇〇月〇〇日 東京都知事 〇〇 〇〇 記 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該事業が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。 補助対象事業に要する経費 千円 補助金交付決定額 千円 3 この補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は交付申請書記載のとおりとする。 4 補助金の交付の条件は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。 （1） この補助金は、補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。 （2） 補助対象事業者は、補助対象事業が交付申請書記載の完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。 （3） 知事は、この補助金の使途、その他この補助金により施行した補助対象事業について必要があると認めたときは、職員をして随時検査を行わせることができる。 （4） 補助対象事業者がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反しているときは、知事はこれらに従って補助対象事業を遂行することを命じ、なおこの命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることができる。 （5） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後1カ月以内に補助要綱に規定する完了実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けなければならない。 （6） 知事は、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。この場合において、事業者が必要な処置をした場合には、この報告書を再び作成の上、提出しなければならない。 （7） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。 （8） (7)の規定は制度要綱第11の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者について、準用する。この場合、(7)の規定中、「補助対象事業者」とあるのは「制度要綱第12の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者」と読み替えて適用する。 （9） 補助対象事業者は設計認定又は認定を受けた住宅の広告・宣伝に当たり、「東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領」の規定に基づく認定マークの利用に努めるものとし、その利用範囲、利用許諾手続は同要領に従うこと。 （10） 補助対象事業者は補助金の交付決定を受けた住宅について、子育て世帯等の子育てを望む世帯の入居促進に資する取組を行うこと。 5 補助対象事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、この通知の受領後14日以内に、交付申請の撤回の申出をすることができる。	(別記様式第10号) 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付決定通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金については、下記のとおり交付する。 〇〇年〇〇月〇〇日 東京都知事 〇〇 〇〇 記 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該事業が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。 補助対象事業に要する経費 千円 補助金交付決定額 千円 3 この補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は交付申請書記載のとおりとする。 4 補助金の交付の条件は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。 （1） この補助金は、補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。 （2） 補助対象事業者は、補助対象事業が交付申請書記載の完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。 （3） 知事は、この補助金の使途、その他この補助金により施行した補助対象事業について必要があると認めたときは、職員をして随時検査を行わせることができる。 （4） 補助対象事業者がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反しているときは、知事はこれらに従って補助対象事業を遂行することを命じ、なおこの命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることがある。 （5） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後1カ月以内に補助要綱に規定する完了実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けなければならない。 （6） 知事は、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。この場合において、事業者が必要な処置をした場合には、この報告書を再び作成の上、提出しなければならない。 （7） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。 （8） (7)の規定は制度要綱第12の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者について、準用する。この場合、(7)の規定中、「補助対象事業者」とあるのは「制度要綱第12の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者」と読み替えて適用する。 5 補助対象事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、この通知の受領後14日以内に、交付申請の撤回の申出をすることができる。
別記様式第 11 号から 18 号まで （現行のとおり） 別記様式第 1 号から 16 号まで （現行のとおり）	別記様式第 11 号から 18 号まで （略） 別記様式第 1 号から 16 号まで （略）

